

所有者不明農地の利活用について

令和元年10月
農林水産省

農地中間管理機構（農地バンク）とは

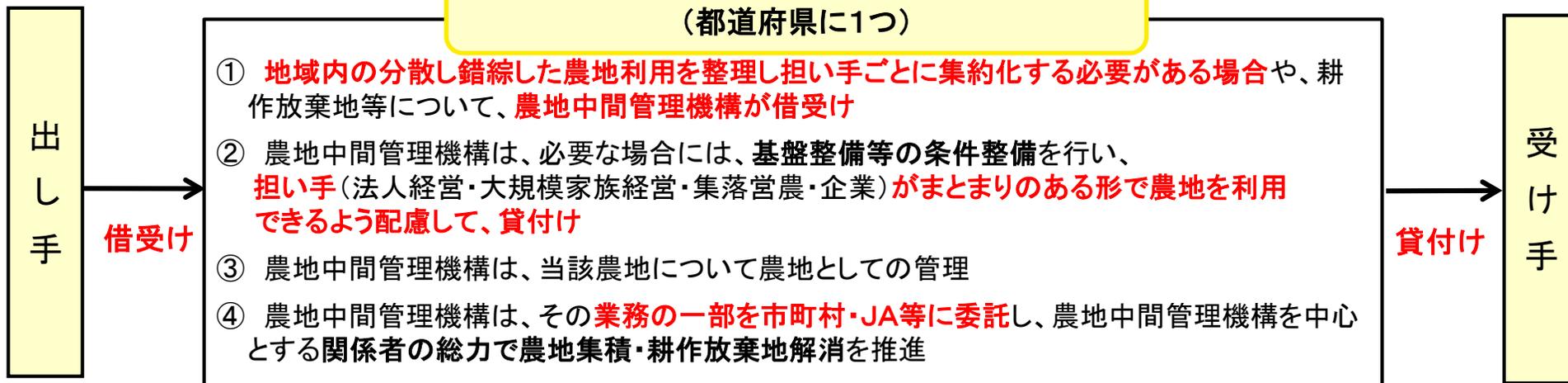
目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

政策の展開方向

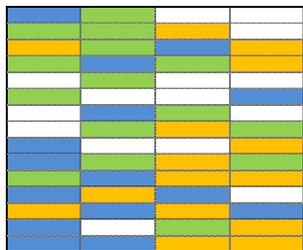
1. 農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク） （都道府県に1つ）

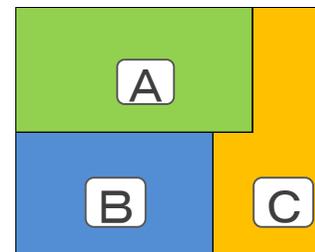


農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用

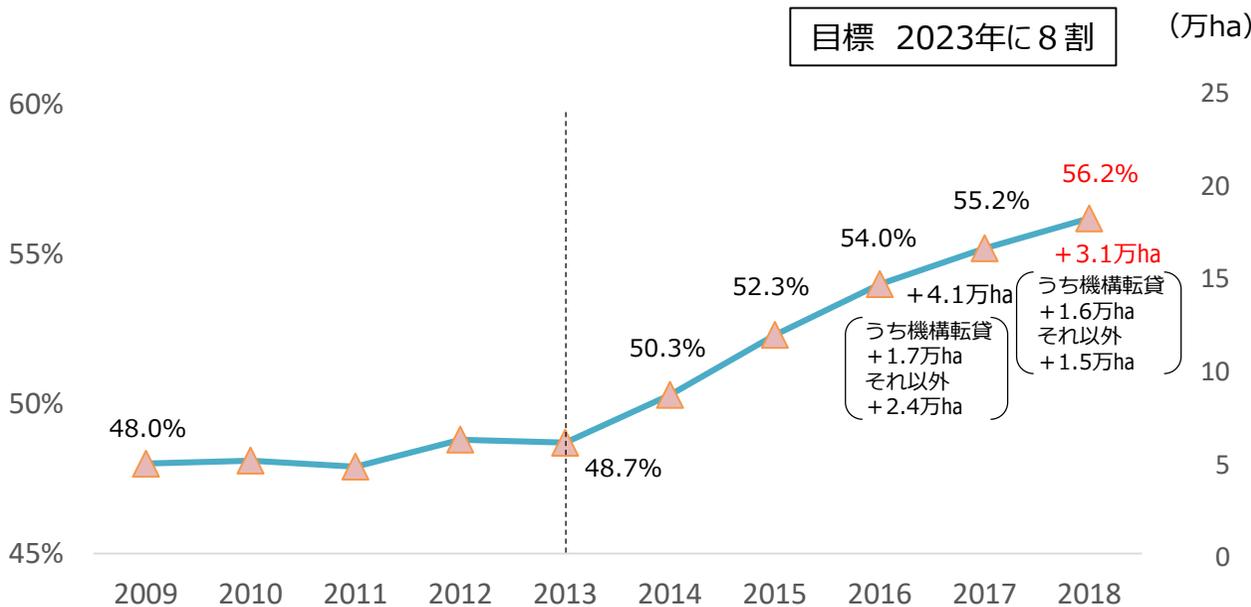


農地の集積・集約化でコスト削減

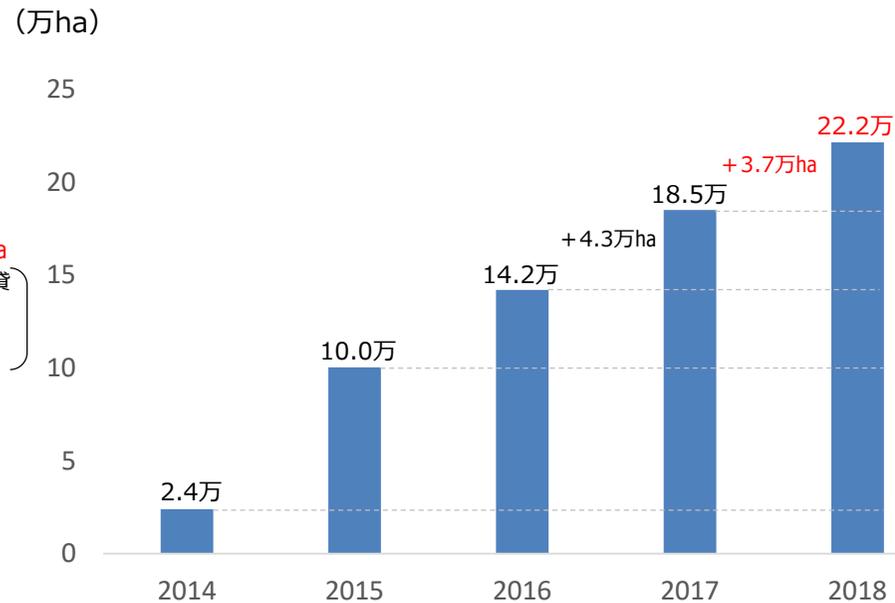
農地バンクによる担い手への農地集積の状況（2018年度）

- 農地バンクは、農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、2014年に創設。
- 2014年以降、担い手への農地の集積面積は、再び上昇に転じ、**2018年度は3.1万ha増加し、そのシェアは56.2%**となった。

○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○農地バンクの取扱実績（累積転貸面積）



対応方針

- 2023年の目標（担い手のシェア8割）達成のためには、更に集積・集約化の加速化を図る必要。
- 第198回国会で成立した施行5年後見直しに即し、
 - ① **地域の関係者が一体となった人・農地プラン（地域農業の将来の設計図）の実質化**
 - ② **農地バンクの手続簡素化や農地の集積・集約化を支援する体制の統合一体化**
 - ③ **中山間地域における対応の強化**を進める。

所有者不明農地等の実態

- 相続未登記農地及びそのおそれのある農地は全農地の約2割(93.4万ha)を占めるが、うち遊休農地になっているのは6%(5.4万ha)にとどまり、多くは実態上は耕作がなされている。
- しかしながら、当該農地を農地中間管理機構に貸付けようとすると、法定相続人を探索した上で同意を集めなければならないことから円滑に貸付けが進まず、農地の集積・集約化の妨げとなっているところである。

結果

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合 計	93.4万ha (農地(447万ha)の20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (相続未登記農地等の6%)

定義

- 「相続未登記農地」:
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
 - 「相続未登記のおそれのある農地」:
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
 - 「遊休農地」:
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込のない農地等
- ※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定(基盤強化法、農地法)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長(基盤強化法、農地法)

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法等)

【環境制御システムの導入】



施行期日

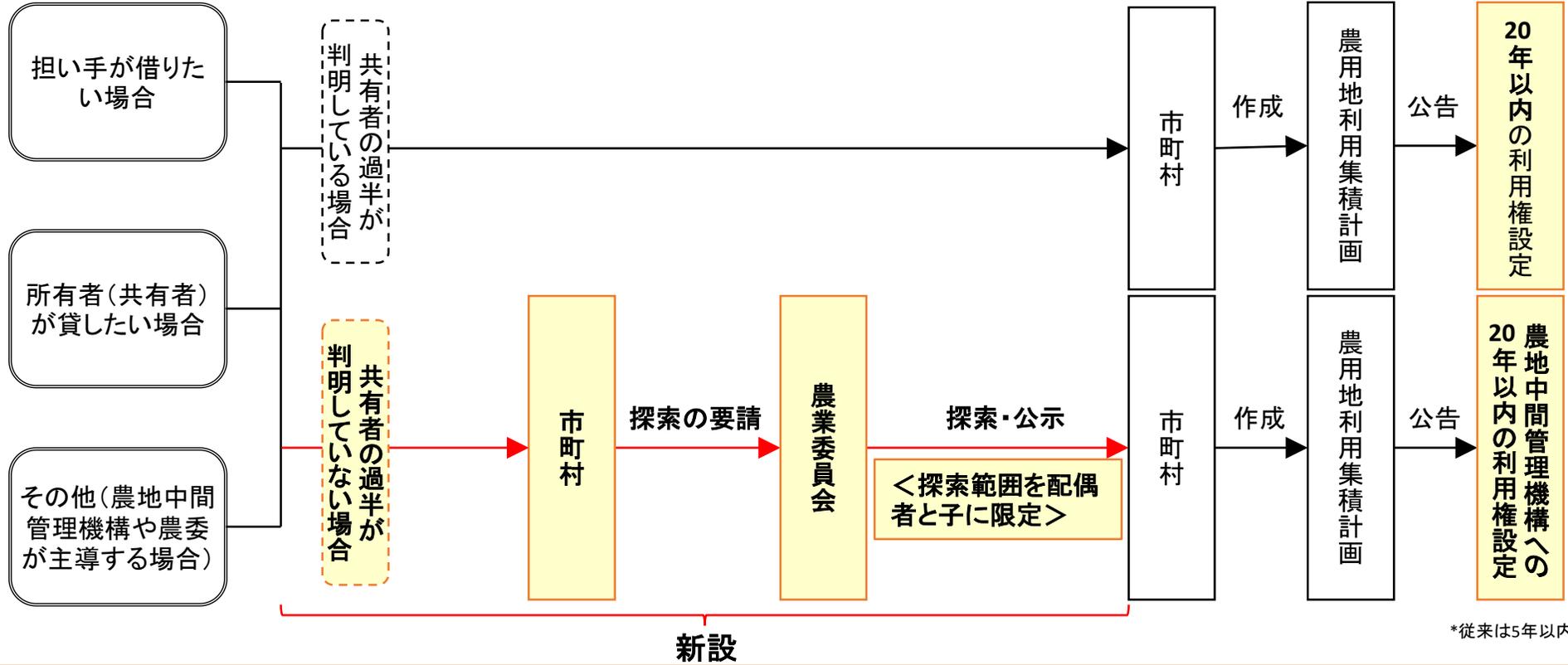
平成30年11月16日施行

所有者不明農地の利活用のための新制度（フロー図）

- ✓ 共有者（相続人）の一人でも、簡単な手続で農地中間管理機構に貸すことを可能とした。
- ✓ また、利用権の設定期間も5年から20年と、大幅に長期化。

農業経営基盤強化促進法

農地



農地法

遊休農地

